



お知らせカレンダー

No. 1850 【 8月13日 発行 】

令和8年8月17日 ~ 令和8年8月30日

編集・発行 総務企画課



世帯数 2,640 世帯

人口 4,873 人

男: 2,377 人

女: 2,496 人

(令和8年7月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
17	(月)				
18	(火)				
19	(水)				
20	(木)				
21	(金)				
22	(土)				
23	(日)	Muunマルシェ 海・パインアップル	10:00~16:00	大金久海岸	大金久地区連絡協議会
24	(月)				
25	(火)				
26	(水)				
27	(木)				
28	(金)				
29	(土)	夏休みラジオ体操祭2026 Inヨロン	AM6:30~	ゆいLand	老人クラブ連合会
30	(日)				

与論町役場 会計年度任用職員募集

与論町役場では下記のとおり会計年度任用職員を募集しております。

- ① こども未来課 町立こども園 保育士・栄養士及び調理師
- ② 税務課 事務補助員
- ③ 教育委員会学務課 事務補助員
- ④ 教育委員会学務課 学校給食センター 調理師もしくは調理師補助員
- ⑤ 水道課 水道施設管理職員

詳細は与論町ホームページをご確認いただくか、下記までお問合せください。

与論町役場 各課問い合わせ先: ① こども未来課 0997-97-2792 担当:光
② 税務課 0997-97-3133 担当:坂元
③ 学務課 0997-97-2441 担当:竹村
④ 学務課 0997-97-2441 担当:裾分
⑤ 水道課 0997-97-4994 担当:富永

工事に伴う車両通行止め規制のお知らせについて

工事のお知らせ

県道(中央通り)で道路掘削工事を行うため、
作業期間中の昼間は**県道(中央通り)の一部で**
車両の通り抜けができなくなります。
約2週間程度、車両の通行は迂回をお願いします。



工事作業期間 ※交差点通行止め期間

2026年8月31日(月)~2026年9月11日(金)頃まで

天候などにもよりますが、約2週間程度を予定しております。

道路規制について

作業中は原則、県道は通り抜けできません。

ただし、作業内容次第で

信号機を設置しての片側交互通行規制に切り替えを行います、
車道の幅が一部狭くなるため、車両の通行は混雑が予想されます。

お急ぎの方や大型車両はなるべく迂回をお願い致します。

作業区域内の居住者様や店舗様は個別に誘導致しますので

現場担当者(古賀)、もしくは交通誘導員へお声掛け下さい。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

工事会社

西部電気工業(株) 担当者:古賀(こが) 連絡先:080-3960-6309

あなたの未来に残していきたい与論島の景観を教えてください ～景観条例制定に向けた集落座談会のご案内～

あなたが大切に思う与論島の風景を、未来へつなぎませんか。

与論町では、島の美しい自然や集落のたたずまい、暮らしの風景を次の世代へ引き継ぐため、景観条例の策定を進めています。

そこで、地域の皆さまから「未来に残したい与論島の景観」についてお話を伺うため、集落座談会を開催します。

「いつもの風景だから…」と思う景色が、実は与論島らしさを表す大切な宝物かもしれません。

皆さまの想いや思い出をぜひお聞かせください。

■開催日程

No.	集落名	日付	時間	場所
1	立長集落	8月29日（土）	10:00～11:30	立長自治公民館
2	茶花集落		13:30～15:00	茶花自治公民館
3	城集落		16:00～17:30	城自治公民館
4	朝戸集落	8月30日（日）	10:00～11:30	朝戸自治公民館
5	西区集落		13:30～15:00	西区自治公民館
6	東区集落		16:00～17:30	東区自治公民館
7	古里集落	9月6日（日）	10:00～11:30	古里自治公民館
8	叶集落		13:30～15:00	叶自治公民館
9	那間集落		16:00～17:30	那間自治公民館

※お住まいの集落に限らず、ご都合のつく時間帯の集落へのご参加も可能です。

開催概要

日時・場所：上記開催日程のとおり

対象：地域にお住まいの皆さま（どなたでも参加できます）

参加費：無料

申込み：不要

座談会の内容（予定）

・与論町景観条例制定の概要説明

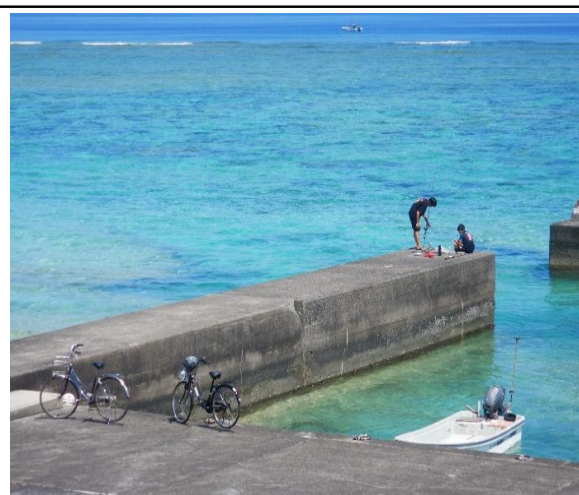
・「未来に残したい景観」について意見交換

・景観の課題や魅力について自由に語り合います

堅苦しい会ではありません。

お茶を飲みながら気軽にご参加ください。

お子様の夏休みの日記や自由研究のテーマとしてのご参加も大歓迎です。



あなたの声が、未来の与論島をつくれます。

「守りたい景色」・「好きな風景」・「子どもや孫に残したい景観」

一人ひとりの想いが、与論島らしい景観づくりにつながります。

○お問い合わせ先 環境課 担当：喜村 TEL 0997-97-4712

★認知症カフェ きらきら★

夏の思い出は、みんなで作ろう！

夏休みワイワイ体験企画

豆腐づくりも♪ ゆんぬカルタも♪ 笑顔いっぱいの日！

みんなで豆腐づくり体験！

できたてのお豆腐はおいしいよ！

ゆんぬカルタで遊ぼう！

子どももお年寄りも一緒に楽しめるよ！

子どもたちと地域の
おじいちゃん・おばあちゃんが一緒に
笑って、学んで、交流できるイベントです。
はじめての参加も大歓迎！
お友だちやご家族とお気軽にご参加ください♪

日時 8月22日（金）
14:00～16:00

場所 東区公民館

対象 小中学生・地域のお年寄り
どなたでも大歓迎！



お申し込み・
お問い合わせは
こちら！

与論町地域包括支援センター
☎ 0997-97-3112

うれしい！ 参加費 無料

持ち物 なし
手ぶらでOK！

事前申込が必要です
申込締切：8月20日（水）まで



～ 森林の土地所有者届出制度について ～

近年、与論町の森林のある土地におきまして、届出のない所有者移転が確認されております。

森林となっている土地での所有者の移転をする際は、その森林の管理を行っている市町村長へ届出の提出が必要となります。

・対象

都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている民有林

※登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届け出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

・届出対象者

個人、法人を問わず売買や相続等により森林の土地を所有した方（面積に関わらず届出）

※ただし、国土利用計画法に基づく土地の売買契約の届出をしている方は対象外

・届出事項

届出者届出者と前所有者の住所氏名、所有権移転の年月日、所有権移転の原因国籍等、土地の所在場所及び面積、土地の用途等を記載していただきます。

また、届出人が法人の場合は、法人の代表者の国籍等、役員や議決権の過半を同一国のものが占める場合はその国名を記載していただきます。

なお届出人が国外に居住する場合は、国内の連絡先を別紙で提出していただきます。

※このほか、添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

・提出期限

土地の所有者となった日から 90 日以内に、市町村長に提出してください。

※届出を提出しない、または虚偽の届出をした場合 **10 万円以下の過料が課される**場合があります。

森林の土地の所有者移転の際にその土地が「地域森林計画」に該当しているか確認する必要がありますので、詳しい内容やご質問につきましては与論町役場産業課までお問合せください。

与論町役場 産業課 担当 ともり 供利

TEL 0997－97－4924

農業用廃プラスチック類の受入について

下記のとおり、農業用廃プラスチック類の受入を行いますので、お知らせいたします。

○与論町堆肥センターで回収をおこないます。 なお、廃プラスチック類を持ち込む際は、土や砂はできる限り取り除き、散らばらないように肥料袋やごみ袋等（紙袋不可）に入れて口をヒモで結ぶか、ほどこけないようにヒモ等でしっかりしばってから、持ち込んでくださいますようお願いいたします。

1. 受入期日：**令和 8 年 8 月 16 日（日曜日） 9:00～12:00,13:00～16:00**

2. 受入場所：**与論町堆肥センター**

3. 受入対象：ハウスビニール、被覆用ネット、マルチ類、かん水チューブ、肥料袋
飼料用ラップフィルムなど

※ 紙袋や針金の入ったサクシオンホース、ハトメがついたままのビニールシートなどのプラスチックのほか、ポリタンク、硬質塩ビパイプ等の硬質プラスチックは引受けできません！

4. 処理料金：**85円／kg**（10kg 単位で計量、農家負担分）
※持込時に徴収させていただきますので、現金をご持参ください。

5. お問合せ：与論町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会
電話97－4924（役場産業課）

（しぼる場合の例）



① 泥やゴミを落とす ② つづら折りにする ③ 持ちやすいように 3カ所をしぼる



（袋に入れる場合の例）

～～ 農業用廃プラスチック類の適正な処理に努めましょう！！ ～～

大切な
お知らせ

水道メーター周辺の 作業を行います



委託業者が、対象のご家庭の水道メーターの設置場所まで立ち入ります
(建物内には入りません)

1 水道メーター周辺の 写真撮影

作業内容:

メーター位置などを管理システムに
登録するための写真撮影



実施予定期間: 7月下旬～8月のうち1日

※建物内には入りません



2 水道メーターの 定期交換

作業内容:

計量法に基づく定期交換

実施予定期間:

8月～9月頃

※一時的に断水する場合があります



作業のイメージ (立ち入る場所)



家屋



メーター

※作業はメーター周辺
のみです。
敷地内を広く歩き回る
ことはありません。



立ち入りは必要最小限の範囲で行います。

証明書を携帯しています

作業者は町が委託した
ことがわかる証明書を
携帯しています。



与論町役場
委託業者

作業へのご協力をお願い

- 作業がスムーズに行えるよう、
メーターボックスの上に物を
置かないようにご協力を
お願いします。
- 犬を飼われているご家庭は、
安全のためご配慮を
お願いします。



⚠️ ご注意ください ⚠️

この作業で
料金を請求することは
ありません

不審に思われた場合は、身分証の提示を
求めるか、水道課までご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 水道課 ☎ 0997-97-4994

作業内容などご不明な点がございましたら、水道課までご連絡ください。



※児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成支援事業を受けている方へ

8月分以降の「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭医療費助成」を受けるには
現況届が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親及び父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母
又は父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される制度です。

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、
ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康
保険の自己負担分の一部を助成する制度です。ひとり親家庭において18歳に到達して最初の3月31日まで
の間の子どもがいる場合(一定の障害がある児童は20歳未満まで)と、その父又は母が対象となります。

現況届は、毎年8月1日における児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の受給資格の確認と所得による
手当額を決定する大事な届出です。

【書類の提出期間】

令和7年8月3日(月)～令和7年8月21日(金)

◆ 注意 ◆

提出がない場合、8月分以降の手当や助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類等】

- ◆ 印鑑
- ◆ 児童扶養手当証書
- ◆ ひとり親家庭医療受給資格者証
- ◆ 保険証(ご家族全員分)・雇用証明書
- ※ その他、必要に応じて提出する書類があります。



【提出先・問合せ先】

与論町役場 こども未来課
児童扶養手当担当 原田
ひとり親医療助成担当 原田
電話: 0997-97-2792

フェリーの乗船手続きについて

フェリーの乗船手続きは以下の内容とさせていただきます。

【乗船手続き時間】

- 鹿児島行の上り便 10時30分～11時30分まで
- 那覇行の下り便 12時30分～13時30分まで

【手続き場所】

供利港待合所

※コンテナハウスでは原則として販売いたしません。あらかじめご了承下さい。
(各代理店の事務所でも販売しています。)

※寄港地変更で茶花港になる場合もあります。

* 有人車・無人車・原付・自動二輪車・自転車は予約制です。

(当日空きがあれば乗船できますが、制約があるときはお断りする場合があります。)

* お見送りの際、紙テープ・ビニール製テープのご使用はご遠慮ください。

ご乗船に関しての問合せは、各代理店へお願いいたします。

マルエーフェリー(株) 与論代理店 (有)有村運送店 0997-97-3251
マリックスライン(株) 与論代理店 (株)龍野運送店 0997-97-3151

カンキツグリーニング病調査及びゲッキツ防除の実施について

1. カンキツグリーニング病とは

カンキツグリーニング病は、細菌がミカンなどのカンキツ樹を枯らす病気で、感染すると葉っぱや実が黄色くなる、小さくなる、落ちるなどして、最後には枯れてしまいます。

2. ミカン苗・ギンギチ苗 島外への持ち出し禁止について

カンキツグリーニング病が発生している沖縄県、与論島、沖永良部島、徳之島から、カンキツ類やゲッキツ（ギンギチ）の苗、枝、葉を持ち出すことは禁止されていますので、ご協力をお願いします（果実は持ち出し可）。

3. カンキツグリーニング病調査の実施について

本町では、病気に感染したカンキツ類をいち早く発見するための調査を行っております。調査員がみなさまのご自宅等を訪問して、カンキツ類の有無や本数を確認するとともに、感染の有無を調べるためにカンキツ樹の葉や枝を採取させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。なお、その際の日印として枝に番号を書いたビニールテープを巻かせていただきますので、外さないようご協力をお願いします。

◆調査期間：令和8年5月～令和9年3月

◆調査区域：与論町内全域

○ ゲッキツ防除の実施について

カンキツグリーニング病は、カンキツ類やゲッキツに寄生する虫「ミカンキジラミ」によって病原菌が運ばれ、感染します。そこで、本町では病気の感染拡大を防ぐため、ミカンキジラミの発生源となるゲッキツの薬剤防除を行っています。防除作業員がみなさまのご自宅やほ場等を訪問し、ゲッキツへの薬剤防除を行わせていただきますので、ご理解とご協力ををお願いします。なお、薬剤防除に際しては樹幹散布（幹に薬液を直接かける方法）や粒剤の株元散布により、周辺への農薬の飛散がないよう努めております。

例年作付けしている有機栽培ほ場などの散布は控えておりますが、新たに有機栽培を行うほ場やどうしても薬剤散布を行えない場所については、役場までご連絡くださいますようお願いいたします。

◆防除期間◆

令和8年7月～9月（夏期防除）

令和8年12月～令和9年3月（冬期防除）

◆防除区域：与論町内全域

カンキツグリーニング病の早期根絶に向け町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



【粒剤によるゲッキツ防除】

【お問合せ】
与論町役場産業課
TEL 97-4924

～こども未来課よりお知らせ～

高齢者の带状疱疹ワクチンの定期接種について

● 対象となる方：定期接種は下記の①、②を通して生涯で1回のみとなります。

（対象の方には、お知らせ（緑色の用紙）を送付しています。※対象になるのは今年度のみ）

定期接種の対象は以下の方です。

① 年度内に65歳を迎える方

② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

注2) 100歳以上の方への経過措置は、令和7年3月31日に終了しました。

● 令和8年度の実施期間：令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）

※接種を受けるには医療機関へ2週間前までの予約が必要です。

● 接種場所：町内外の各委託医療機関

（与論徳洲会病院、龍美クリニック、パナウル診療所等）

● 接種費用：接種に係る費用のうちワクチン代は与論町が助成しますが、ワクチン代以外の費用（接種手技料等）に関しては自己負担となります。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

※ 生活保護世帯の方はワクチン代とは別に、接種手技料に対し3,000円を与論町が助成しますが、それを超える場合の差額は自己負担となります。

● 接種の流れ：

配布されているお知らせ
（緑色の用紙）を持参し、
こども未来課または医療
機関へ行く

こども未来課または医
療機関で予診票を受
け取る

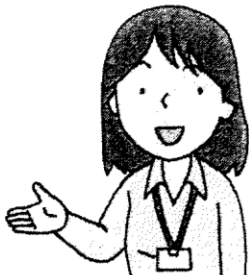
2週間前までに
医療機関に予約

予診票を持って
医療機関で接種

※これまで予診票は、こども未来課窓口にて配布しておりましたが、令和8年度より医療機関でもお受け取りいただけるようになりました。予防接種を受ける際は、いずれかご都合の良い方法で事前に予診票をお受け取りください。

＜問合せ先＞ 与論町役場 こども未来課 担当：清水 電話：0997-97-2792

国民健康保険税の決まり方



都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が下記の項目ごとに保険税率(額)を決定します。それらを合計して、世帯ごとの保険税額が決まります。
令和8年度の与論町の保険税率は下記のとおりです。ご自身の国民健康税額算出の参考にしてください。

1 世帯の保険税			令和8年度創設	
これらの合計が1世帯の保険税額となります	医療保険分	後期高齢者支援金分	子ども・子育て支援金分	介護保険分 (40歳以上65歳未満の人)
所得割 世帯の被保険者の所得に応じて計算	被保険者の所得×税率(6.00)%	被保険者の所得×税率(3.50)%	被保険者の所得×税率(0.35)%	被保険者の所得×税率(2.56)%
均等割 世帯の被保険者数に応じて計算	均等割額 (21,000)円×被保険者数	均等割額 (12,000)円×被保険者数	均等割額 (1,400)円×被保険者数 18歳以上	均等割額 (12,000)円×被保険者数
平等割 1世帯にいくらか計算	平等割額 (16,000)円	平等割額 (8,000)円	平等割額 (800)円	平等割額 (6,100)円

・医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分の上限額(賦課限度額)は別々に決められます。

保険税の軽減措置

所得が一定以下の世帯 申請不要

前年の所得が一定以下の世帯の保険税は、均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計が、下記の所得基準を満たす場合に軽減されます。

7割軽減	基礎控除額 43 万円 + 1 0 万円× (給与・年金所得者数-1) 以下
5割軽減	基礎控除額 43 万円 + 3 1 万円×被保険者数+1 0 万円 x (給与・年金所得者数-1) 以下
2割軽減	基礎控除額 43 万円 + 5 7 万円×被保険者数+1 0 万円 x (給与・年金所得者数-1) 以下

出産する被保険者 原則、届け出必要

所得割額と均等割額が産前産後期間相当分(4か月分。多胎妊娠の場合は6か月分)免除されます。

18歳になる年度末までの人 申請不要

子ども・子育て支援金分の均等割額が10割軽減されます。

義務教育就学前のこども

医療保険分と後期高齢者支援金分の均等割額が5割軽減されます。

非自発的失業者

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などで非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者)となった65歳未満の人の保険税は、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年所得のうち給与所得を30%として算定します。

～税務課からのお知らせ～

8月は「県下一斉国民健康保険税滞納整理強化月間」です。

国民健康保険は、わたしたちの健康と暮らしを守るための制度です。

わたしたちが納める保険税は国保の大切な財源で、病気やけがなどをして医療機関にかかったときの医療費などにあてられています。保険税を納めることで国保の運営が支えられ、わたしたちの安心が守られているのです。

税金の滞納は、期限内に納税している方との公平性を欠くものです。

滞納者に対しては、色つきの封筒による催告や、財産の調査、差押え等の
収納確保に向けた取組を強化します。

納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税を滞納していると、医療機関の窓口でいったん医療費を全額自己負担することになる「特別療養費(医療費が10割負担)」の対象となります。

健康長寿課に申請することにより、あとから保険給付分が「特別療養費」として支給されるか、保険給付分から滞納分が差し引かれます。

※ 災害、失業、病気などの特別な事情があり、どうしても納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

【問合せ先】与論町役場 税務課
国民健康保険税担当者
電話 0997-97-3133 (直通)